

農地中間管理事業のメリット措置

貸し付けに対する協力金のご案内

農地中間管理機構では農地を貸したい方、借りたい方それぞれの要望を受けて、農地を集約化し、有効活用を図る取り組みを推進しています。所有の農地を10年以上貸し付けた場合、次のような支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。

※平成28年度までの単価と異なる部分もあります。

※交付単価は、国予算の動向や集積実績によって変わる場合があります。



地域の取り組みへの支援

■地域集積協力金

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取り組みを支援します。

【交付対象】市内の地域 ※「地域」とは、集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

【交付単価】10,000円～15,000円/10a

【交付要件】①機構への貸し付け割合

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

②新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上であること

※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が変わります。

【協力金の使途】地域が市と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

個々の農地の出し手への支援

■経営転換協力金

【交付対象】機構へ自作地を貸し付けた農業者等

①農業部門の減少により経営転換する農業者

②リタイアする農業者

③農地の相続人

【交付要件】全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

【交付単価】10,000円～20,000円/10a

※遊休農地の所有者は、解消する必要があります。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。

■耕作者集積協力金

【交付対象】機構の借り受け農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）で、機構への貸し付けに協力した農業者

【交付要件】農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

【交付単価】10,000円/10a

※遊休農地は対象となりません。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。

【メリット措置を受けるための申し込み期限】8月31日(木)まで

※期限内に申し込んだ場合でも、要件に満たないとメリット措置が受けられないことがあります。

【問い合わせ】農政課（内線541）・市農業公社 TEL0296-73-6439・農地中間管理機構 TEL029-239-7131